明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

2　第二十三条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第四項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第二十」と、同条第七項中「別記様式第十二」とあるのは「別記様式第二十一」と読み替えるものとする。

第二十七条　（略）

（生活拠点形成事業計画の添付書類）

第二十八条　法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画（法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第一項及び第三十一条第一項において同じ。）を提出しようとする福島県等（法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。以下同じ。）は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

（生活拠点形成交付金の配分計画の作成）

第二十九条　内閣総理大臣は、福島県等から、法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣と協議するものとする。

第三十条　（略）

2　第十二条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

第十五条　（略）

（生活拠点形成事業計画の添付書類）

第十六条　法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画（法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第一項及び第十九条第一項において同じ。）を提出しようとする福島県等（法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。以下同じ。）は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

（生活拠点形成交付金の配分計画の作成）

第十七条　内閣総理大臣は、福島県等から、法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により生活拠点形成交付金交付担当大臣（同項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、生活拠点形成交付金交付担当大臣と協議するものとする。

第十八条　（略）

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条　福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　（略）

（削る）

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第十九条　福島県等は、生活拠点形成事業計画（法第四十六条第一項の規定により提出されたものに限る。）の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　（略）

（産業復興再生計画の認定の申請）

第二十条　福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一　法第五章第一節の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

二　法第六十一条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三　法第六十一条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画（同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

四　法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類